

# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十八号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の六第二項の規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定を取り消したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年十一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定取消年月 日	法人又は団体の 名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成二十九年 九月二十日	学校法人東京理科 大学	本山 和夫	東京都新宿区神楽坂一 丁目三番地